

令和4年度

国への提言・提案



三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)～10月5日(火)

三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)～10月25日(月)



令和3年6月 三重県

令和4年度国への提言・提案 目次

I 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症の危機克服

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保・・・・・・・・・・ 1
- (2) ワクチン接種の円滑な実施など感染防止対策の徹底・・・・・・・・・・ 1
 - ① ワクチン接種の円滑な実施・・・・・・・・・・ 1
 - ② 感染防止対策の徹底・・・・・・・・・・ 3
- (3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援・・・・・・・・・・ 7
 - ① 雇用の維持・確保・・・・・・・・・・ 7
 - ② 地域経済の再生・・・・・・・・・・ 7
- (4) 安全・安心な暮らしの再構築・・・・・・・・・・ 11

2 生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現

- (1) 孤独・孤立対策・・・・・・・・・・ 12
- (2) ダイバーシティ社会の実現、人権・・・・・・・・・・ 13

II 未来への希望・挑戦、安全・安心の確保

- (1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進・・・・・・・・・・ 14
- (2) 脱炭素社会の実現・・・・・・・・・・ 18
- (3) 安全・安心の確保・・・・・・・・・・ 20
 - ① 防災・減災、国土強靱化・・・・・・・・・・ 20
 - ② 豚熱への対応強化・・・・・・・・・・ 21
- (4) 未来への希望や挑戦を実現する社会・・・・・・・・・・ 23
 - ① こども庁の創設・・・・・・・・・・ 23
 - ② リニア中央新幹線・・・・・・・・・・ 24
 - ③ 地方創生の実現・・・・・・・・・・ 24
 - ④ 地方一般財源の総額確保・・・・・・・・・・ 25

III 新たな総合経済対策の実施・・・・・・・・・・ 26

はじめに

初めて緊急事態宣言が発令された昨年4月以降、新型コロナウイルス感染症への総合的な対策に係る提言・要望を実施してまいりましたが、国においては、地方が独自に感染対策に取り組めるよう、感染症対応地方創生臨時交付金を、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額を確保いただくとともに、医療機関や中小企業・小規模企業等への支援として、感染症緊急包括支援交付金の増額・拡充や雇用調整助成金の特例措置の延長、政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資の拡充など、地方の声を受け止め、対応頂きましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症は、より感染力の強い変異株の拡大に伴う、第4波として猛威を奮い、3回目の非常事態宣言が発令されました。本県においても、4月24日に、過去最大の感染者が発見されるなど、年度末や年度初め、ゴールデンウィーク期間における飲食店での会食や事業所、介護施設、外国人コミュニティ等でクラスターが発生し、医療提供体制が厳しい状況となったことから、まん延防止等重点措置の適用が5月9日に開始され、飲食店や大規模集客施設への営業時間短縮や県内外での移動自粛の要請を行う等、感染拡大防止策を強化したところです。

そのような中、ワクチンの早期接種が県民から切望されており、特に7月中に、希望する高齢者全員にワクチン接種が完了するよう、現在、国と地方自治体が一層の連携を図り、本県でも早期に完了できるよう調整・準備を進めています。

令和3年1月から2月にかけて実施した、第10回みえ県民意識調査によると、感染症拡大による不安として、「自分や家族の感染」(91.1%)、「検査・医療体制」(60.1%)、「差別や偏見」(41.6%)が上位に挙げられました。一方で、外出機会の減少や自宅での食事機会の増加等を受け、「家族」が改めて見直され、過去2番目に高い幸福感を県民が感じていることが分かりました。一層、県民の幸福実感度を高めるため、感染拡大の防止はもちろん、雇用の維持や地域経済の回復等に全力で取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、深刻化している孤独・孤立の問題についても、対策を進める必要があります。

加えて、暮らしの安全・安心の確保に向けて、頻発化・激甚化する自然災害や令和2年12月、令和3年4月に本県で発生した豚熱への対応とあわせて、感染症対応で顕在化したデジタル化の遅れを解消し、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会や、2050年に二酸化炭素排出量実質0をめざす脱炭素社会等、新たな価値観で創出する社会の実現に向けた取組なども進めていきます。

本県では、令和3年度、感染症対策に加えて、感染症の拡大がもたらした社会変容をふまえた「新たな日常」の創出に向けて、「『DX』×『SDGs』でスマートな三重へ」を合言葉に、「ビルドバック・ベター（新型コロナ前よりも、より良い社会へ）」の観点から、県政を展開していくこととしており、このような取組を確実に実施するためには、恒久的な財政措置が必要ですので、国が講じるべき政策を骨太方針に盛り込んでいただくとともに、今年度の補正予算での対応も含め、令和4年度の当初予算編成にあたって、担当省庁において、概算要求が確実に行われるよう、以下の項目について、提言・要望するものです。

I 新型コロナウイルス感染症対策

I 新型コロナウイルス感染症の危機克服

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保

◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保され、加えて予備費を活用し5,000億円が追加され、本県に対しては累計で約325億円、県内29市町には約296億円を配分いただいたことで、必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことができた。しかし、新型コロナウイルス感染症（以下、本文中は「感染症」という。）の収束が見込めない中、引き続き感染症対策が必要な一方で、地方経済の悪化により地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれることから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。

提言・提案項目

- ・ 地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用・経済対策を打ち出すことができるよう、時機を逸することなく、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うこと
- ・ 地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の明確化・弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、早期の制度要綱の策定やスケジュールの明確化、実施計画提出までの十分な期間の確保や柔軟な変更の承認、提出書類の見直しなどの事務の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること

(2) ワクチンの円滑な実施など感染防止対策の徹底

① ワクチン接種の円滑な実施

◆ワクチン接種の進め方

ワクチンの供給時期・供給量について未確定な部分が多い中で、各自治体において接種体制や接種スケジュールを検討しているが、県民にとって接種スケジュールは関心の高い事項であり、また、これらの情報は、医療従事者の確保や会場の確保など、実施体制を構築するための基礎となるため、事前の正確な情報提供が必要である。

これまでにない規模でのワクチン接種を円滑に進めるためには、地域の医療機関等と十分な連携を図り、万全の接種体制を整えるとともに、円滑かつ迅速に接種を行うことができるよう、ワクチン接種の意義・有効性および副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報をする必要がある。

提言・提案項目

- ・ ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、ワクチン接種の全体像を早期に明らかにした上で、現実的なスケジュールのもとに、迅速かつ着実に進めること。また、高齢者等への優先接種以降の一般接種分も含めた、より具体的な供給スケジュールや配分量等について、確定日付けでの提示を含め、供給時期や供給量、副反応などワクチンについての情報を、地方と組織的に十分共有するとともに、円滑なワクチン接種のため、国民にワクチン接種の意義・効果等について周知・広報を継続的に行うこと

◆優先接種の弾力的な運用

各自治体において、地域の医療機関等と連携しながら、ワクチン接種体制を構築し接種を進めているところであるが、今後も医療従事者等と高齢者のように、接種順位の異なる対象者に対し、同時期に接種が行われることも想定される。

また、これまでのクラスターの発生状況に鑑みれば、高齢者への優先接種完了後は、基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者に加え、クラスター発生時における社会生活への影響を最小限とするため、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等の職員や障がい者施設の入所者や、さらに、社会機能の維持に必要となる職種に対する優先的な接種なども必要である。

このような中で、円滑に接種を進めるためには、ワクチンの供給範囲内で、各地域において弾力的な接種を行うことができる仕組みが必要である。

提言・提案項目

- ・ 地方の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、国においてワクチンを十分に確保・供給するとともに、優先接種者の範囲等については、ワクチン供給の範囲内で地方の実情に応じて弾力的な接種が可能な仕組みとすること

◆障がい者へのワクチン接種

重症心身障がいや重い精神疾患、知的障がいがある方も高基礎疾患を有する者として、ワクチン接種の優先対象とされているが、接種にあたっては、障がい特性に応じた柔軟な対応を行うとともに、障害者支援施設等において接種する場合は、接種時期がずれることによる不安や混乱等を避ける必要がある。

また、障がい者本人がワクチン接種を希望するか否かの判断ができるよう支援するため、接種に係る効果や副反応などの情報を、障がい特性に応じて丁寧に提供する必要がある。

提言・提案項目

- ・ 感染した場合に重症化のリスクがある障がい者に対し、ワクチンの優先接種が確実に実施されるようにすること
- ・ 障がい者が安心してワクチン接種ができるよう、通いなれた施設等における集団接種など接種場所について柔軟に対応できるようにするとともに、障害者支援施設等において接種する場合は、接種順位に関わらず当該施設等の職員や利用者等において一斉に接種可能とするなど、接種対象者についても柔軟な対応ができるようにすること
- ・ 障がい当事者が接種希望の判断ができるよう、障がい特性をふまえた情報提供が行われるようにすること

◆地方および医療機関の負担軽減等

地方においては、通常業務に加えて感染症対応やワクチン接種業務にあたり、また、医療機関においても通常診療を行いながらの対応を行っていることから、多大な負担が生じている。

また、今般、希望する高齢者への2回接種を7月末までに終わるよう国から要請があったが、当初予定していた接種スケジュールを前倒しするためには、医療従事者の確保が極めて重要であり、そのためには、接種に係る負担金のさらなる増額も必要である。

提言・提案項目

- ・ ワクチン接種に係る事務・手続については、明確かつ簡素なものとし、事務負担の極力の軽減を図ること
- ・ ワクチンの確保はもちろんのこと、ワクチン接種に必要な資器材や接種にあたって必要となる費用についても、個別接種体制を確保した医療機関も含め、国において万全の対応を行うこと
- ・ 時間外や休日以外の「ワクチン接種対策費負担金（2,070円）」についても増額するとともに、時間外・休日にワクチン接種をする医療機関に対するさらなる財政的な支援を行うこと

◆ワクチン接種関連システムの適切な運用

「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」、「ワクチン接種記録システム（VRS）」について、両システムが連携していないことから、住民接種においては、VRSの入力に加えV-SYSへの入力が必要となっている。また、システム自体にも読み取りの精度や入力の負担など課題が多いことから、医療機関や市町の負担軽減のため、早急に運用の見直しや改善が必要である。

提言・提案項目

- ・ 「ワクチン接種記録システム（VRS）」および「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の適切な運用に向け、2つのシステムの早期の情報連携や入力・移行作業の簡素化、医療機関への情報入力についての協力要請や入力端末の十分な配布など、現場の実情に即した柔軟な対応が可能となるよう、必要な措置を講じること。また、システムについて十分なセキュリティ対策を講じ、情報漏洩等が生じることのないよう、万全の措置を講じること

②感染防止対策の徹底

◆新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の使途の拡充および継続

ワクチン接種が始まったものの、いまだ対症療法が中心となっており、変異株による感染が拡大している状況をふまえ、感染症対策は当面継続する必要があるが、緊急包括支援交付金は、約半年分しか措置されていないため、病床や宿泊療養施設の確保や、クラスター発生の際の医師・看護師の派遣、診療・検査医療機関への設備整備等への支援等の医療提供体制の確保に大きな影響を受けることが危惧される。また、後方支援病院への支援策の創設など、さらなる使途の拡充も必要である。

提言・提案項目

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、令和3（2021）年10月以降も確実に継続するとともに、さらなる使途の拡充を行うこと

◆感染症に対応する医療従事者等への慰労金事業の継続

医療従事者等は、感染症の感染拡大により心身に大きな負担を受け、また自身に感染の恐れがある中であっても、強い使命感を持って業務に従事している。

加えて、患者と接触する機会の多い薬局従事者は対象外となっているとともに、給付に係る事務が煩雑であることから、給付に係る事務処理に時間を要している。

提言・提案項目

- ・ 医療従事者、介護従事者等に対する慰労金交付事業を継続するとともに、薬局従事者を同事業の対象とすること
- ・ 慰労金の迅速な支給を実現するため、手続きの簡素化や国直接事業化等による制度設計を行うこと

◆PCR検査等の体制充実

従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査を行うことが必要である。

提言・提案項目

- ・ 地方自治体が行うPCR検査に係る財政支援を継続するとともに、抗原定性検査の活用について、速やかにその制度設計を行い、財政措置を行うこと。合わせて、事業者等が自発的に行う検査に対しても支援を行うこと

◆経営が悪化する医療機関へのさらなる支援

医療機関の医業収益については、受診控え等により大きな影響を受けている中、変異株による感染拡大もあり、感染症患者を受け入れていない医療機関であっても、地域における患者の転院・退院調整等に時間を要し、平均在院日数が延びる傾向にあることから、入院基本料の変更が必要となる等医療機関の経営にさらなる影響を及ぼす可能性がある。

提言・提案項目

- ・ 医療機関の経営悪化に歯止めをかけ、持続可能な経営を確保するため、新たな支援メニューの創設など、継続的な支援を実施すること
- ・ 医療機関が感染症患者の受入れの有無を問わず、それぞれの役割分担のもと地域医療を担っていくため、感染症患者を受け入れていない医療機関についても、診療報酬上の施設基準の平均在院日数の要件を緩和すること

◆医療用物資の備蓄のための継続的な支援

医療用物資の備蓄について、本県は、医療機関等においてクラスターが発生した場合等の緊急時に即時に柔軟に対応できるよう必要量の確保に努めているところである。今後は、新たな感染症拡大等に備え、ローリングストックも視野に入れて、継続的な備蓄を検討する段階となっているため、長期的視点に立った備蓄に係る方針の策定が必要である。

提言・提案項目

- ・ 新たな感染症の拡大等に備えた医療用物資の備蓄について、各自治体が備蓄を維持できるよう継続的な財政支援制度を創設するとともに、国、地方公共団体、医療機関等の責任や備蓄量の目安など具体的な方針を提示すること

◆新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制の整備

令和2（2020）年度より、「診療・検査医療機関」を中心とした外来診療体制を継続しているが、これは秋冬の季節性インフルエンザ流行期の対応に向けた体制であり、今後の感染拡大等もふまえた、長期的な視点に立った体制が必要である。

提言・提案項目

- ・ 感染症疑い患者等の外来診療体制について、長期的な視点に立った、制度設計を行うこと
- ・ 制度設計にあたっては、医療機関の体制整備、維持に係る支援制度を設けること

◆国産ワクチンや治療薬等の開発

新型コロナウイルスを完全に制圧するためには、ワクチンや治療薬の開発が非常に重要となるが、我が国におけるワクチン開発については、残念ながら欧米に遅れを取っている。また、治療薬の開発についても、英国では、早ければ今秋にも、感染症の内服治療薬を少なくとも2種類共用開始することを目標に、治療薬の開発や国内製造を支援する「抗ウイルス薬タスクフォース」を設置している。

ワクチンや治療薬を安定的に確保・供給するためには、国産のワクチンや治療薬の開発が必要であり、政府が主導的な役割を果たし、ワクチンの開発、治療薬の研究・実用化を推し進める必要がある。

提言・提案項目

- ・ 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の速やかな認可・支援も含め、政府が主導して治療薬の研究・実用化や治療法の確立を実現すること
- ・ ワクチンや治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること

◆公立病院等の再編・統合に係る協議の見直し

令和元（2019）年9月に厚生労働省が、全国の公立病院および公的病院等のうち424病院を「再編統合について特に議論が必要」と位置付けたが、公立病院および公的病院等は、感染症対策をはじめとして地域医療を守る上で、重要な役割を果たしている。

提言・提案項目

- ・ 全国の公立病院および公的病院等を再評価した上で、地域医療の充実にに向けた医療環境を整備すること

◆慢性的な医師不足解消に向けた医師確保施策の実施

医療機関においては、通常診療業務に加え、PCR検査等の各種検査の実施や発熱外来の設置など、感染症への対応を行っており、医師の負担が増大している。

また、国において令和6（2024）年度の施行に向けた制度設計が進められている医師の働き方改革により、地域において必要となる医師数のさらなる増加が見込まれる。医学部定員については、平成20（2008）年度以降、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている地域枠設置を要件とした臨時定員の増員が行われたが、地域における医師不足や偏在解消には未だ至っていないことから、引き続き、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、臨時定員を含む医学部定員を確保していく必要がある。

提言・提案項目

- ・ 感染症への対応や医師の働き方改革等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること

◆介護報酬に係る特例措置の延長

新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴う利用控え等により、介護保険事業所・施設の経営に影響が及んでいる。変異株による感染の拡大など、感染症の収束が見通せない中、重症化リスクの高い高齢者への介護サービスを提供する介護保険事業所・施設の安定的な運営を確保する必要がある。

提言・提案項目

- ・ 事業者における新型コロナウイルスの感染拡大防止への取組を適切に評価し、令和3(2021)年4月から半年間の介護報酬の特例措置を必要に応じて10月以降も適用させること

◆感染症防止対策に係るかかり増し経費に対する支援の充実等

令和3(2021)年4月の介護報酬改定では、感染症対応の特例措置として介護報酬の上乗せが行われたことから、マスクや消毒液等の衛生用品の購入費や職員を確保するための追加的人件費など、介護サービスを継続するために必要なかかり増し経費への支援については、感染者・濃厚接触者が発生した介護サービス事業所等に限定された。

また、介護者が感染・入院し要介護者が濃厚接触者となった場合には、介護サービス等を利用中の要介護者等は、サービスを継続して受けることができるが、サービスを受けていない場合は、新規の介護サービス等を受けることが困難な場合がある。

提言・提案項目

- ・ 感染症流行下において、介護サービス事業所等が必要なサービス等を継続して提供するための感染防止対策等、介護報酬の対象とならないかかり増し経費に対する支援について、感染者・濃厚接触者が発生していない事業所等も対象とすること
- ・ 在宅の介護者が感染者となり入院した場合などであっても、要介護者が継続して介護を受けることのできるよう、サービスを提供する事業者等に対して、介護報酬を上乗せするなどの支援を行うこと

◆避難所における新型コロナウイルス感染症対策

頻発・激甚化する風水害や南海トラフ地震をはじめとする地震などの発生に備え、躊躇なく住民が避難できるよう、変異株等にも対応した、避難所における感染防止対策を進める必要がある。また、指定避難所の収容人数の減少への対応として、国も在宅避難、縁故避難等の分散型避難を推奨しており、住民への一層の周知が必要である。

提言・提案項目

- ・ 住民が適切な避難行動をとれるよう避難所における新型コロナウイルス感染防止対策を継続して進めるため、新たな避難所の確保や資機材の備蓄、住民への周知に必要な財政支援を実施するとともに、継続的な財源を確保すること

◆公共施設の感染防止に対する財政支援の継続

新型コロナウイルスの感染収束が見通せず、変異株による感染が拡大している中、公共施設（庁舎、こども園、学童保育所、町内医療機関、町内老人福祉施設、社会福祉協議会、障がい者施設等）での感染防止対策をさらに徹底する必要がある。

提言・提案項目

- ・ 公共施設の感染防止をさらに徹底するため、感染症対策に必要な備品・消耗品などに対し継続して財政支援を行うこと

◆小中学校における感染予防のための経費に対する財政支援の継続

小中学校に、手すり・ドアなどの消毒や児童・生徒の健康観察を補助するスクール・サポート・スタッフ等が配置されたことにより、教職員の負担を軽減しながら、感染予防の徹底を図ることができている。

提言・提案項目

- ・ 小中学校における感染予防をさらに徹底するため、手すり・ドアなどの消毒や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフ等の配置や、感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと

(3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

①雇用の維持・確保

◆雇用関係助成金の充実・拡充

本県の平均有効求人倍率は令和元（2019）年の1.66倍から令和2（2020）年では1.16倍まで低下しており、平成以降ではリーマン・ショック時の平成21（2009）年に次ぐ下げ幅となっている。一方、雇用関係助成金の特例措置は本年5月以降縮減されたことに加え、制度の周知不足、提出書類の複雑さ、労務管理の煩雑さ等により十分活用されていない事例が見受けられる。

提言・提案項目

- ・ 雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金など雇用や収入を維持するための各種助成金や支援金については、感染症の収束が見込まれるまでの当面の間、特例措置縮減前の水準を復活し、遡及適用するとともに全国一律でのさらなる延長を行うこと
- ・ 新たに創設された産業雇用安定助成金を含め、これらの助成金が企業や労働者に活用されるよう、制度周知の徹底や申請手続きのさらなる簡素化を図るとともに、申請書類に関する相談はもとより、雇用の維持のための在籍出向制度等の導入にあたっての労務管理相談等にも対応できるサポート体制を整備すること

②地域経済の再生

◆中小企業・小規模企業に対する資金繰り支援、経営改善支援

感染拡大の長期化により、本県の感染症関連の融資制度の保証承諾額は令和3（2021）年4月末時点の総額で約3,988億円に達している。日本政策金融公庫の無利子融資制度について事業継続に支障が生じることのないよう、資金繰り支援を継続して実施する必要がある。

今後、着実な資金返済に向けた支援が重要な課題となり、事業者の生産性や売上の向上につなげるための本業支援を事業者に寄り添った伴走型で行い、経営改善を図るため、据置期間や3年間の無利子期間をとって継続的に支援できる体制の構築が必要である。

また、変異株による感染拡大など感染症の収束が見通せない中、需要減退等によるさらなる経営悪化が見込まれ、家賃等の固定費の負担が非常に重いものとなっている。このような状況においても、持続化給付金の受給要件に合致するものの、オンライン申請が困難なため、高齢の事業者等が、給付申請を行っていない実態がある。

一方、都道府県や市町村では、国の施策を補完する形で、きめ細かく手厚い支援を中小企業・小規模企業に対して実施しており、地域の実情に応じた独自の支援策を講じるための財源が必要である。

提言・提案項目

- ・ 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資については、申込期限が令和3年12月末まで延長されたものの、厳しい経営環境におかれている中小企業・小規模企業の状況をふまえると、引き続き手厚い資金繰り支援が必要であることから、利子補給期間の延長や、感染症の拡大状況によっては申込期間をさらに延長するなど、中小企業・小規模企業が事業継続に支障をきたすことがないように、支援制度の拡充を行うこと
- ・ 事業継続・再成長に向けて、据置期間や3年間の無利子期間中に信用保証協会や商工団体等が行う経営改善支援の取組に対して、継続した財政面からの支援を行うこと
- ・ 持続化給付金および家賃支援給付金の再支給を行うこと。また、再支給にあたっては、高齢者等、オンラインでの申請が困難な事業者もあることから、郵送での申請も認めるなど、申請事務の簡素化や多様化を図ること
- ・ 地方自治体では、中小企業・小規模企業に対し、国の施策を補完する形で必要な支援策等を講じていることから、地方自治体が地域の実情に応じて機動的に経済政策を実施できるよう、国の施策の見通しを早期に明示すること。また、業種や事業規模に応じて、きめ細かく、かつ、手厚い支援が行えるよう、施策を講じること

◆特別な技術を持った人材に対する出入国制限措置の緩和

感染拡大の影響により、海外からの入国が制限されており、外国人技術者が入国できないため、特殊な機器の設置・メンテナンス等が実施できない状況が生じている。

また、オンライン環境では、現場を正確に確認できないため工場立地やライン増設といった新規投資などの重要な経営判断に支障が生じる事例が発生している。

提言・提案項目

- ・ 企業の操業に必要不可欠かつ国内人材で代替できない技術・能力を持つ高度外国人材については、相手国における感染状況等に鑑み、必要な条件を付した上で、出入国制限措置の緩和を行うこと

◆中小企業支援を迅速かつ効果的に行うための法人・個人情報基盤の整備等

地方自治体では、持続化給付金事業の対象にならなかった事業者向けの独自の支援制度等を設けているが、持続化給付金の交付件数が把握できないため、的確な経済対策を打ち出せない状況である。

また、県独自の中小企業支援制度では、業種や売上減少要件、他の支援制度との重複の可否などの要件を設け、紙資料の提出を求めている。審査は紙資料により実施されることから、多くの時間を要し、迅速な支援の妨げとなっている。

提言・提案項目

- ・ 持続化給付金事業等について、国の給付金事業と地方独自の対策を連携させ、地域経済の再生を図るための今後の効果的な施策を検討するため、地方自治体別の交付件数等の情報提供を行うこと
- ・ コロナ禍により、厳しい経営環境におかれている中小企業・小規模企業に対する支援を迅速かつ効果的に届けるため、審査・支給業務を円滑に行えるよう、g Biz I N F O（ジービズインフォ）における財務情報や支援金支給の情報を充実させるとともに、フリーランス等の個人事業主も対応すること

◆飲食店等に対する全国的な新型コロナウイルス感染症対策認証制度の確立

飲食店等は、数次にわたる緊急事態宣言や営業時間短縮要請等により、経営に大きな影響を受けている。本県では、「みえ安心おもてなし施設認証」制度（あんしん みねリア）を創設し、感染症対策に取り組む飲食店等を県が認証し、認証ステッカーを交付することで、感染拡大を防止しながら、飲食店等を安心して利用できる環境づくりを進めていくこととしている。

同様の取組を全国で統一した基準により展開することで、飲食店を安心して利用できる環境が確保され、感染防止対策にも大きく資するものと期待できる。

提言・提案項目

- ・ 事業者が行う感染症対策を実地に調査し、適切な対策が行われている場合に、自治体はその認証を行う取組について、全国的な展開と持続可能な運営が可能となるよう、認証制度の運営を担う全国的な団体の設立に向けた取組や認証店への支援など財政面も含めた国としての主体的な取組を進めること

◆農林水産事業者等の経営安定に資する対策の継続

感染症の影響による出荷量の減少や価格の下落等により、農林水産事業者の経営が圧迫されているため、事業者の資金繰りや経営改善を支援する必要がある。また、感染拡大防止対策を行いつつ、事業継続に必要な取組を行う際に活用できる「経営継続補助金」等による支援の継続が求められている。

提言・提案項目

- ・ 感染症の影響を受け、厳しい経営状況を強いられている農林水産事業者等の経営安定化につながる対策について、十分な予算を確保して継続すること
 1. 近代化資金の無利子化等の金融支援を継続すること
 2. 経営継続補助金等の事業継続に向けた支援策を継続的に実施すること

◆農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化、輸出の回復・強化につながる取組への支援

感染症の影響により、米、茶、牛肉やマダイ等の農水産物について出荷量の減少や価格の下落等大きな影響が出ている。影響の長期化による需要の減少が引き続き懸念されており、販売促進や消費拡大につながる取組への継続的な支援に加え、生産から販売までのサプライチェーンにおける一体的な取組に係る経費についても対象を拡充するなどの支援が求められている。

また、販路の多様化のため、インターネット販売に新たに取り組む農林水産事業者が増加しており、取組が軌道に乗るには時間を要することから引き続き支援が求められている。

さらに、牛肉、木材、カキ等の輸出について、分断された輸出の商流のつながりおしや、コロナ後を見据えた輸出の回復・強化に向け、オンラインを活用した機動的なプロモーションや、輸出先国のニーズ変化に対応した施設整備等への支援の継続が必要である。

提言・提案項目

- ・ 感染症の影響を受けている農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化、輸出の回復・強化につながる取組について、十分な予算を確保して支援すること
 1. 出荷量の減少や価格の下落等が生じている農林水産物の販売促進や消費拡大につながる取組を継続・拡充すること
 2. 農林水産事業者等がインターネット販売を行う際の経費や送料等に必要な支援を継続すること
 3. 農林水産物の輸出の回復・強化に向けたプロモーションや施設整備等を継続して支援すること

◆オンライン等を活用した普及活動の体制構築への支援

感染症の影響に伴い、農林水産事業者等への対面による活動が制限され、関係機関等との連携やコミュニケーションが十分にとりづらくなっていることから、普及活動の効率低下が懸念されている。オンラインによる研修会やタブレットを活用した現地指導を積極的に取り入れるなど、効果的で効率的な普及活動の体制の構築が必要である。

提言・提案項目

- ・ 普及指導員による効果的で効率的な普及活動の実現を図るため、ICT機器の積極的な導入やオンラインによる研修会、タブレットやスマートフォンを活用した普及活動の体制構築に係る予算を十分に確保し、配分すること

◆観光産業への幅広い支援の強化

感染症の影響が長期化する中、県内宿泊事業者の「金融機関からの借入条件が厳しくなっている。」「返済に一生かかるほどの借入額となっている。」との声や、昨年度に引き続き大型連休の需要が消失するなど、裾野の広い観光産業全体が大規模かつ深刻な打撃を受けている。

国の「地域観光事業支援」は12月まで継続されたものの、感染症の収束が見通せず、観光需要の回復が見込めない中、事業継続に向け懸命に取り組む観光事業者を支えとともに、感染防止対策や新たなチャレンジなどに対し、地域の実情に応じた息の長い支援を行うことが求められる。

提言・提案項目

- ・ 地域の観光産業の再生に向け、観光事業者が事業継続を図るとともに、感染症対策、新規分野への挑戦などに取り組めるよう、国と地方が連携した幅広い支援を継続して行うとともに、必要な予算を確保すること

◆インバウンド再開後の支援強化

感染拡大以前のインバウンドでは、地域全体で認知度向上や現地旅行会社等の関係強化に取り組むとともに、各地の観光事業者等もコンテンツの磨き上げなどに取り組んできた。その結果、訪日リピーターが地方に分散するようになったものの、一部の人気観光地ではオーバーツーリズムへの対応が課題となっており、インバウンドの再開後には、地方への一層の誘客が必要である。

提言・提案項目

- ・ 海外旅行会社等との連携やコンテンツの魅力発信を継続し、インバウンド再開後に、地方へのさらなる誘客促進を図るため、日本政府観光局の現地機能や地方への財政支援を強化すること

(4) 安全・安心な暮らしの再構築

◆地域公共交通の維持・確保に向けた支援

地域鉄道やバス等の地域公共交通は、地域住民の通学・通勤・通院などの移動手段として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、少子高齢化や地球環境問題への対応等の観点から、その維持・確保が求められている重要な社会インフラである。

感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、交通事業者はこれまで以上に厳しい経営状況となっているため、県や沿線市町等による事業継続のための多額の財政負担を行っている。

提言・提案項目

- ・ 感染症の影響により、公共交通機関の利用者が大きく減少していることから、地域住民の重要な交通手段である地域鉄道やバス等の維持・確保に向け、減収分に対する財政支援を創設するなど、必要な支援を行うとともに、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」における実証運行支援制度の拡充を図ること
- ・ 地域鉄道について、安全運行に不可欠な設備整備等を確実に実施できるよう、「鉄道施設総合安全対策事業費補助金」および「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の鉄道事業について、必要な予算を確保し財政支援を行うとともに、補助率の嵩上げなど制度の拡充を行うこと
- ・ バスについて、令和2（2020）年度に実施した「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の地域間幹線補助等に対する特例を継続実施すること

◆国民健康保険料（税）等の減免に対する国の財政支援の水準維持

自治体が行う感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料、介護保険の第1号保険料の減免に対して、令和2（2020）年度は国において保険料（税）減免総額の全額について財政支援がなされたが、令和3（2021）年度については、令和3（2021）年3月12日付け厚生労働省事務連絡において、自治体ごとの状況に応じて保険料（税）減免総額の一定割合について特別調整交付金による財政支援を行う予定であることが示された。

提言・提案項目

- ・ 感染症の影響により収入が減少した方の令和3（2021）年度分の国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免に対する財政支援については、令和2（2020）年度の取扱いと同様に保険料（税）の減免総額の全額について国が責任を持って財政支援を行うこと

2 生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現

(1) 孤独・孤立対策

◆孤独・孤立対策

多様なつながりの中で、お互いが支え合い、助け合いながら生きていくことができ、絆のある社会の実現に向けて、本県では、生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の構築に取り組んでいる。

感染症の影響が長期化する中において、人と人とのつながりを保つことがより一層困難な状況になる中、児童虐待やDVの被害者の増加、また、ひとり親家庭の生活状況の悪化やヤングケアラー問題など、孤独を感じ、社会的に孤立している状況にある方々に対する支援の必要性が高まっているものの、さまざまな支援活動の狭間に落ちている、あるいは支援を知るすべを持たないことが、さらに孤独・孤立を高めている。

孤独・孤立は、いつ何時、誰しもの同じ境遇になる可能性がある。さまざまな支援が、孤独を感じ社会的に孤立する方々に行き届くよう、官民や民間同士がそれぞれの垣根を越えて取り組むことが必要である。

提言・提案項目

- ・ 感染症の影響により深刻化している孤独・孤立の問題については、ライフステージ（児童虐待、子供の貧困、いじめ・不登校、学生、労働者、妊娠・出産、子育て、高齢者等）や属性（男性、女性、LGBT、外国人等）、生活環境（生活困窮、ひきこもり、自殺防止、ひとり親、障がい者、難病、犯罪被害者等）など、いつでも、誰にでも起こりうるという認識のもと、国において、課題やその解決に向けた必要な戦略や指標、具体的な取組など、施策の全体像を早期に明確に示すとともに、切れ目なく対策を強力に進めること。また、「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」については、国および地方の実施する孤独・孤立対策に資するものとし、可能な限り前倒しして速やかに実施すること
- ・ 孤独・孤立に関する相談支援の内容は多岐にわたることから、的確で迅速な支援を行うため、ワンストップやSNSやAI等を活用した24時間の相談体制を構築し、あわせて、NPO等の団体や医師等の専門家などと連携し、当事者の目線に立ったアウトリーチ型の支援等を充実すること。加えて、孤独・孤立の状態にある人に必要な情報を届けるため、さまざまな支援策を一覧できるポータルサイトなど、DXを活用した仕組みを構築すること
- ・ 孤独・孤立対策に対応する人材の育成・充実を図るため、地方やNPO等の団体が行う、相談対応やアウトリーチ支援を担う人材の確保や技術向上のための取組に対し、支援を行うこと。また、孤独・孤立に対応するNPO等の団体に対し、継続して安定的な支援を行うとともに、事務手続や補助要件の簡素化など、事務負担の軽減を図ること
- ・ ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題等のため表面化しにくい構造であることから、国民の認知を高めるための啓発を行うとともに、相談支援体制や早期発見・把握等を行うための仕組みを早期に構築し、あわせて地方の取組への支援を行うこと
- ・ ひきこもりには、社会構造の変化や人々の価値観の多様化が背景にあり、また、さまざまな個々の事情があると考えられ、いわゆる「8050」問題に象徴されるように、課題は複雑化・長期化しているが、感染症の影響により、これまで以上に深刻な地域の課題に発展しないよう、当事者に寄り添い、地域の実情に応じた地方の取組に対する支援を充実・強化すること
- ・ 地方が、地域の実情に応じたきめ細かな支援に継続して取り組むことができるよう、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域女性活躍交付金、地域自殺対策交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金などの予算について、制度の拡充や必要な額の確保を継続して行うこと

(2) ダイバーシティ社会の実現、人権

◆性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり

性のあり方が多様であることへの社会の理解不足によって、差別や偏見、社会生活上の制約があるなどの問題が生じている。海外では、性の多様性に係る差別、偏見を恐れ、感染症に係る検査や治療等を拒んで生命の危険が生じる事例もあった。

我が国においては、現在、性的指向・性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）について所管する省庁が設置されておらず、全国で性の多様性の取組が広がりつつあるものの、各自治体の実情によって状況が異なっている。

本県では、ダイバーシティ社会の実現に向け、令和3（2021）年4月に都道府県で初めて、性的指向・性自認のアウティングの禁止や、性のあり方に関わらず安心して暮らせることができる環境づくりについて明記した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行するとともに、性の多様性に関する専門相談窓口「みえにじいろ相談」を設置した。9月からは三重県パートナーシップ宣誓制度の運用、10月にはSNS相談の開設を予定する等、取組を積極的に進めているが、安定した財源が必要である。

提言・提案項目

- ・ 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けては、各省庁が所管している施策を総合的に調整する司令塔となる所管省庁を設置するとともに、体系的な施策を推進するための国としての基本的な指針を示すこと
- ・ 国が主体となって、性の多様性について社会における理解促進を図るとともに、悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること
- ・ 啓発や相談など各自治体が行う性の多様性に関する取組に対して、地域格差が生じないよう財政的な支援を行うこと

◆偏見・差別の解消に向けた対応の強化

令和2（2020）年2月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正により、新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」と位置付けられたが、SNS等における、感染症に係る誤った情報等による誹謗中傷や風評被害は後を絶たない状況である。

本県では、感染症に関する偏見・差別に関して、インターネット上の不適切な書き込みの削除を依頼するネットモニタリング活動や、みえ外国人相談サポートセンターの相談員増員など、県内に多く在住する外国人からの相談への対応を強化している。

ネットモニタリング活動を通じた削除依頼に対しては、プロバイダ等の管理者の判断に委ねられるとともに、LINE等コミュニケーションアプリへの対応が困難である等、プロバイダ責任制限法では有効な手段が取れないことが課題である。

また、県警本部、地方法務局、県弁護士会等の人権侵害等に対応できる関係機関が連携する「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」を立ち上げ、感染したこと等のショックにより適切な対応ができないだけでなく、世間の目（同調圧力）を気にして、助けを求めることも困難な状況である被害者に寄り添った支援に取り組んでいる。

提言・提案項目

- ・ 感染症に係る誤った情報等による誹謗中傷や風評被害を防ぐため、平成 21（2009）年に策定された、新型インフルエンザ等対策ガイドライン「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」を活用するなど、対応を見直すこと
- ・ 感染症に係る偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと
- ・ 感染症に係る SNS 等インターネット上の不適切な書き込みによる人権侵害に対して、速やかな書き込み削除を可能とする法的措置等、実効性ある対策を早急を実施すること
- ・ 感染症に関する人権侵害による被害者の負担軽減と早期の回復を図るため、被害者に寄り添った支援を行っていく枠組みの整備を行うとともに、多様な相談体制を構築すること

◆外国人住民への多言語対応による支援

外国人住民への情報提供について、国では、多言語およびやさしい日本語での対応が進んでいるが、省庁によって、提供言語数など対応にばらつきがある。各自治体では対応できる人材や言語が限られるため、国の制度や緊急の情報は、発信元である国において多言語およびやさしい日本語によるものとし、統一された情報が全国に提供される必要がある。

提言・提案項目

- ・ 外国人住民の安全と健康を守り、日本人と同様の行政サービスを受けることができるよう、感染症に係る医療や支援体制等の情報提供については、国で統一的な方針を定め、体制を整備し、多言語およびやさしい日本語で発信するとともに、外国人住民がより多くの情報にアクセスしやすいよう配慮すること

II 未来への希望・挑戦、安全・安心の確保

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

①自治体DX推進に向けた支援

◆情報基盤改革への支援

感染症拡大を受けて、社会全体でオンラインを活用した働き方の見直しが進んでいる。一方、地方自治体においては、三層分離等によりツールのフレキシビリティが著しく低下しており、セキュリティを確保しつつ、フレキシブルな情報基盤を構築することが、今後の生産性向上における大きな課題となっている。

スピード感をもって再構築を進めるためには、クラウドサービスの利用やツールのフレキシブルな選択を原則とし、セキュリティを確保した情報基盤の構築に関する方向性の整理とあわせて、多額の費用が必要である。

提言・提案項目

- ・ 地方自治体における働き方を見直し、生産性の向上を図るため、三層分離の見直し等による情報基盤のあり方を早急に再整理するとともに、再構築のために必要な費用について集中的に財政支援（地方交付税〔地域デジタル社会推進費〕の拡充および令和 5〔2023〕年度以降の継続）を行うこと

◆専門人材確保と人材連携のプラットフォーム構築

DX推進のためにはシステムの専門家のみならず、広報の専門家など多様な人材が必要となることから、国において、基礎自治体向けの専門人材確保のスキームを検討しており、都道府県において多様な人材を確保し、基礎自治体からの相談を受けることのできる体制が必要となるが、体制構築に必要な財政措置は現在特設設計されていない。

加えて、地方自治体における民間のデジタル専門人材（CIO、CDO、補佐官等）確保を進めるためには、専門人材の受入体制が必要となるのみならず、地方自治体職員のDXに向けた育成も急務であるが、対応できる事業者が限られている、カリキュラムができていないなど、課題が多い状況である

提言・提案項目

- ・ 都道府県が専門人材を確保し、基礎自治体向けの業務を行わせる場合の都道府県向けの財政措置を創設すること。また、地方自治体職員向けのデジタル人材育成プログラムの充実を図ること
- ・ 地方自治体における民間のデジタル専門人材の円滑な確保に向け、現場で直面する課題や優良事例を共有できる場、人材のキャリアパスを支援する仕組みおよび金銭的支援を含めた受入体制構築に係る制度設計・財政支援を行うこと

◆自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置

自治体DX推進計画」における重点取組事項の一つである自治体の情報システムの標準化・共通化は、2025年度までに段階的に基幹系17業務（住民記録、税、福祉等）システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行させるもので、国の用意するガバメントクラウドの活用が想定されている。

提言・提案項目

- ・ 基幹系17業務以外の基幹業務に付属または密接に連携する業務システムについて、ガバメントクラウドへの構築や、ガバメントクラウドとのデータ連携に係る費用に対しても補助を行うこと
- ・ 自治体ごとに現行システムの契約期間等の状況が異なることから、ガバメントクラウド上のシステムへ移行等するための契約変更に伴う追加経費に対しても補助を行うこと

②デジタル社会形成に向けた支援

◆住民のDX相談に関する支援

デジタル社会を形成するためには、地方自治体において、住民がデジタル社会についての理解を深め、ビジョンを共有するための機運醸成の取組が必要となる。加えて、誰一人取り残さないために、デジタルについて不得意な人がいつでも相談できる体制を構築する必要があるが、現状は行政の担当部局の縦割りにより、利用者が便利にサポートを受けられる体制となっていない。

提言・提案項目

- ・ デジタル社会形成を進めるために地方自治体が行う機運醸成事業への財政支援を行うこと
- ・ スマートフォンの使い方から企業のDXに関することまで、一元的に相談できる窓口を設置するなど、都道府県が構築する県民向け相談体制(一般県民、県内事業者、飲食店、一次産業従事者等)のモデル化を進めるための財政支援やモデルの横展開を行うこと

◆時短要請不要の飲食店づくり

飲食店や生産者にとっては、時短要請の繰り返しにより極めて厳しい経営環境に置かれているが、感染対策はアクリル板の設置等が行われるのみであり、デジタル技術による、店員と客との感染リスク削減の取組が進んでいない。

提言・提案項目

- ・ 感染症によって苦境に立たされている飲食店が、店員との会話をできる限り減らすためのモバイルオーダーの仕組みなど、デジタル技術も活用して感染リスクを削減する取組に対して財政支援を行うこと

◆空飛ぶクルマの社会実装の推進

本県では、所要の環境整備に係る調査、飛行ルートの策定等を行うとともに、他県や民間事業者との連携体制を構築し、官民一体で「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて取り組んでいるが、社会実装のためには、新たな法制度の整備、機体や地域の特性に適応したインフラ整備を進める必要がある。

提言・提案項目

- ・ 「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上を図るとともに、新たなビジネスを創出するため、「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けて、安全性を確保するとともに、機体の特性を生かした活用が可能となるよう、社会実装に向けた法制度の整備を加速させること
- ・ 「空飛ぶクルマ」を活用した地域でのビジネス展開を促進するため、まずは物流について地域特性に応じた離発着施設等インフラ整備に対する財政的支援制度を新設すること

◆5G等のインフラ普及

D Xの基盤として期待されている5Gについては、携帯電話事業者による基地局の整備が進んでいるものの、サービスの提供エリアは都市部に限定的であり、今後の整備においても都市と地方での格差拡大が懸念されるため、地域間の偏りがなく、全国どこでもデジタルサービスを楽しむよう、情報通信基盤の整備を一気に進め、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速する必要がある。特に、6Gについては、都市から地方に人が移り住むような便利な環境を作るためにも、地方から整備が進むことが重要である。

提言・提案項目

- ・ 全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、5Gや光ファイバ網等の情報通信基盤の全国津々浦々までの整備を一気に進めること。また、より高次元の社会インフラとなりうる6Gの実用化に向けた取組を加速させるため、地方をフィールドとした実証事業を展開し、地方から整備を進めること

◆地方をフィールドとした、実証実験・社会実装を支援する制度の創設

地域課題の解決や新たなビジネスの創出、D Xの推進の加速化に向けては、地方が進める現行の法制度の中で実現できるビジネスモデル等の実証実験をサポートするとともに、全国の自治体における取組を、ポータルサイトや事例集の作成などにより、国における一元的な情報の発信が必要である。

提言・提案項目

- ・ 若者や移住者にとって魅力的な新たなビジネスの創出やDXの推進の加速化に向けて、地方が取り組む実証実験や社会実装をサポートする取組へ財政支援を行うこと
- ・ DXの普及啓発を行うため、国において一元的に発信する仕組みを整えること

◆地方企業におけるDX推進に向けた人材プラットフォームの構築

デジタル技術の急速な進展により、データに基づく経営やデジタル技術を活用したビジネスが展開され、DXへの取組が企業の競争力を左右する時代となってきている。

さらに、感染拡大の影響等により、さまざまな場面において非対面・非接触ビジネスが求められ、デジタル技術の重要性がさらに高まっている。

地方企業においても、単なるIT技術の導入にとどまらず、経営者の「勘と経験」に基づく経営手法ではなく、リアルタイムに、現場の進捗状況の把握や的確な経営判断を行うなど、「データに基づいた意思決定」をし、経営を革新していくことが急務となっている。

提言・提案項目

- ・ 最先端のデジタル技術等を持ち合わせるとともに常に変化する顧客・社会のニーズをとらえ、経営戦略の観点から助言を行う人材を広域的に活用する全国版「DX推進人材プラットフォーム」を国において設立するとともに、企業が全国版「DX推進人材プラットフォーム」に登録した人材を活用し、DXを推進するために必要な財政支援を行うこと

◆リモートによる在宅高齢者等への声掛け、安否確認、診療環境の整備

介護現場において、通常の業務負担に加え、新型コロナ対策が極めて重い負担となっている状況をふまえ、新たな感染症が発生した場合に、非接触により見守りサービスや介護予防事業が円滑に行える体制を整備する必要がある。

提言・提案項目

- ・ 親族関係者や地域の包括支援センター等から訪問することなくリモートで在宅高齢者に声掛けや安否確認ができ、必要な支援ができる双方向のデジタル環境を整備するための制度を、国において設計すること
- ・ 医療機関等から在宅高齢者等へのリモート診療体制について、国において安全性・有効性を確認しつつ検討を行うこと

◆デジタル社会を支える重要基盤である国内半導体産業の再興に向けた支援

半導体は、5G・ビッグデータ・AI・IoT等のデジタル社会を支える重要基盤技術であり、デジタル革命の進展に伴い、今後も世界の半導体市場は大きく成長してことが予想される。現在の半導体需要の急増や、海外のサプライチェーンの途絶等による半導体供給不足などをふまえると、今後、世界の半導体市場と各国の産業政策の競争がますます激化していくことが想定され、我が国においても、戦略的な国内半導体産業の強靱化へ向けた取組が必要である。

また、本県には、経済安全保障の確保に向け日米の企業連携で大規模投資を繰り返し、世界トップシェアを占めるフラッシュメモリーの世界最大の製造拠点や、日本の強みであるパワー半導体を活用したパワーエレクトロニクス製品のグローバルマザー工場、さらには、先端半導体を製造する海外ファウンドリなど、半導体を生産する中核工場が立地しており、多くの雇用を創出するとともに関連産業も県内に集積している。半導体産業は、シリコンサイクル（約5

年毎に市況の大きな変動を繰り返す) と呼ばれるように技術開発・生産設備更新の速度が極めて速く、市場を制するためには、大規模設備投資に加えて、市場ニーズに合わせた生産体制を整え、供給を開始する必要がある。

さらに、今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するため、今後、地方における Society5.0 の実現に向けて、また、災害に対する強靱性を高めるため、整備が見込まれる次世代のデータセンターについては、総合的な立地戦略を策定し、国内各地への分散整備など、最適な配置を進める必要がある。

加えて、半導体製造には多くの電力を必要としているが、日本国内では再生可能エネルギー発電促進賦課金が年々増加しており、工場を運営してくうえて大きなコスト負担となっている。例えば、年間の賦課金に対して8割の減免が実現すれば非常に大きなコスト削減になり、海外企業との競争力強化につながるとともに、投資先に国内が選ばれるインセンティブとなる。

提言・提案項目

- ・ 半導体産業は、デジタル社会を支える重要基盤であり、今後も世界の半導体市場は大きく成長していくことが予想される。今後、世界の半導体市場と各国の産業政策の競争がますます激化していくことが想定される中、国においては、国内半導体産業の強靱化へ向けた戦略的な取組を検討し実施すること。特に、近年は半導体の研究・技術開発と製造工程が近接箇所で行われる傾向があることから、地域の製造拠点等での研究・技術開発や新たな製造工程のための再投資などを強力に支援すること
- ・ 半導体産業は我が国の経済安全保障にも直結する重要分野であることから、半導体産業のサプライチェーンの国内回帰を促進し、支援すること
- ・ 次世代のデータセンターについては、地方に拠点を分散して整備するとともに、整備に係る補助制度の創設や通信・電力利用の優遇措置などを講じること
- ・ 多くの電気使用が伴う半導体製造にかかるコスト負担軽減のため、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度における認定基準を見直すこと

(2) 脱炭素社会の実現

◆脱炭素社会の実現に向けた取組および気候変動適応の推進

本県では令和2(2020)年度に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定するとともに、オール三重で脱炭素に取り組むため、知事をトップとした「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げた。本年度は県民・事業者・行政等、オール三重で脱炭素化に向けた取組の推進体制を構築し、モデル事業について検討する等、率先してゼロカーボン社会の実現をめざす地方自治体として取り組んでいくこととしている。

平成31(2019)年4月には「三重県気候変動適応センター」を設置し、本県における気候変動とその影響による情報の収集や将来予測を行う等の活動を実施するほか、「地球温暖化防止活動推進センター」は、地域のステークホルダーと連携を図り、地球温暖化防止に関する啓発活動等を行う地域の拠点となる等、本県における活動が我が国の取組に寄与している。

地球温暖化対策推進法案では、市町村に再生可能エネルギー利用促進等の施策とその目標を実施計画に定めるよう努めることとされ、実施計画に適合する地域脱炭素化促進事業の認定制度など、地域の脱炭素化の促進を図るために市町村の役割は大きなものとなっている。

加えて、国内においては、カーボンプライシングについて、クレジット取引などの仕組みが導入されており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業を含めた民間企業の産業競争力の確保や価格安定化等にも留意しつつ、カーボンオフセットなどのカーボンプライシングのさらなる活用を図る必要がある。

一方、本県は、温室効果ガスの削減や気候変動への適応に取り組むグリーンプロジェクト等の施策を着実に進めるため、令和3（2021）年度中に「みえグリーンボンド（仮称）」の発行を決定したところであるが、地方債は、原則ハード事業のみを対象とし、一部のアコヤガイのへい死対策など、地域の実情をふまえ実施を検討しているソフト事業に充当できないこと等が課題である。

提言・提案項目

- ・ 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざす地方自治体の取組を支援するための総合的な交付金を創設すること
- ・ 気候変動適応の取組を促進するため、地域の適応施策への技術的支援を行うとともに、地域気候変動適応センターの運営に要する経費について財政支援措置を講じること
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対し、支援を一層拡充すること
- ・ 市町が実施する再生可能エネルギー利用促進等の取組を支援するため、財政支援と併せて運用を担う人材を国が派遣するなど、国によるバックアップ体制を充実すること
- ・ 現在、国の「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」において進められている具体的な仕組みについての検討にあたっては、各主体における取組が早期に促進されるよう、迅速かつ丁寧な検討を行うこと
- ・ グリーンボンドとして発行される地方債について、温室効果ガスの削減や気候変動への適応等、脱炭素社会の実現に資するソフト事業に充当できるよう、制度の見直しを行うこと

◆脱炭素化への挑戦に伴う産業への影響を注視した適切な支援

わが国は令和12(2030)年度において、温室効果ガスの平成25(2013)年度から46%削減を目指すことを宣言し、その実現に向け令和2（2020）年12月に策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下「成長戦略」という。）により、温暖化への対応を成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を作る産業政策を進めることとしている。

成長戦略では、輸送分野における水素の利活用や2030年代半ばまでに乗用車新車販売の電動車率100%をめざすこととするなど、本県を含む東海地域の主要産業である自動車産業が受ける影響は、100年に一度の大革命と言われるほど大きく、これまでの産業構造に大きな変化が生じることは必須であり、雇用の確保・維持に向けても、事業者の変化への対応に係る支援が求められる。

提言・提案項目

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて生じる技術開発やサービスなど、新たな成長分野として位置付けて、必要な施策を講じること
- ・ 化石燃料に依存している電力や輸送システムの脱炭素化への挑戦に伴い、電化、水素化などにより予想される、自動車産業など、ものづくり産業への影響を注視し、成長産業の育成など適切な施策を講じること
- ・ 脱炭素化による活力ある地域社会の実現にあたっては、国民に我慢を強いるだけでなく、理解を得られるよう、脱炭素化によって創られるイノベーションによる効果を示すなど、国としても国民がメリットを感じ、前向きに取り組めるよう丁寧な周知に努めること

◆ I o T等を活用した脱炭素社会の実現に向けた取組への財政措置

地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現に向けた取組の重要性が高まっている。また、継続して感染症対策を実施する中で、I o T等のデジタル技術を活用したスマート自治体への転換が求められている。

そこで、家庭や学校、公共施設等への再生可能エネルギーの導入やインターネットを利用したスマートメーター等による電気使用量の見える化等のさらなる省エネの推進、あるいは交通量に応じて光量をコントロールするスマート街路灯のI o Tネットワーク構築等、I o Tを活用した脱炭素社会の実現への取組が重要となる。

提言・提案項目

- ・ I o T等のデジタル技術を活用した脱炭素社会の実現に向け、公共施設等へのグリーン電力導入費用、市民への設備導入補助、インフラ整備やシステム導入等の費用について、国の財政支援を講じること

(3) 安全・安心の確保

①防災・減災、国土強靱化

◆災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震等による自然災害が全国各地で発生している。災害の様相も頻発化・激甚化・広域化している状況に鑑みても、国土強靱化は、待たなしの状況である。地方自治体が国土強靱化地域計画等に基づき、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保することが必要である。

地方整備局等の定員は、地方整備局等発足時の20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員はまだまだ必要である。

提言・提案項目

- ・ 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、必要な予算を当初予算において安定的に確保すること
- ・ 災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること

◆農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化

地方自治体が中長期的な見通しのもと、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)を活用して、防災重点農業用ため池、排水機場、頭首工の防災・減災対策を強力かつ計画的に推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保することが必要である。

また、令和3(2021)年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」が創設され、同事業における地方負担についても、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで公共事業等債(起債充当率90%)の交付税算入率が20%から45%に引き上げられたところであるが、防災・減災対策の一層の加速化を図るため、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債(起債充当率100%、交付税算入率50%)」と同等の地方財政措置とするなど、地方の負担軽減となるよう支援を充実することが必要である。

近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する大規模自然災害が全国各地で頻発する中、山地災害の未然防止や災害時に県道や市町道等の代替路としての機能が確保される林道の早期整備が求められている。また、南海トラフ地震発生時の緊迫度が増し、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設の耐震化・耐津波対策等を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められている。

これらの整備には多大な費用と期間を要することから、中長期的な見通しのもと、5か年加速化対策に基づく予算を当初予算において安定的に確保することが必要である。

提言・提案項目

- ・ 5か年加速化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事等や、流域治水対策として市街地・集落を含む地域排水を担っている排水機場等の耐震化対策、長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること
- ・ 公共事業等債を活用して実施する防災重点農業用ため池の防災工事に要する地方負担については、5か年加速化対策と同等の地方財政措置を講じること
- ・ 5か年加速化対策を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりを推進するための治山事業に係る予算や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に進めるために新たに創設された「山村強靱化林道整備事業」予算について、必要な予算を当初予算において安定的に確保すること
- ・ 林野庁所管の補助事業について、交付金事業と同様に交付決定前着手ができるよう制度を改正すること
- ・ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、5か年加速化対策について、必要な予算を当初予算において安定的に確保すること
- ・ 漁港・海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるため、これまでに策定した長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とすること

②豚熱への対応強化

◆家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化

- 豚熱感染が確認された場合の全頭殺処分は、発生農場における経済的・精神的な負担のみならず、防疫措置後の経営再開が困難になるとともに、食肉処理や飼料の製造・販売に携わる事業者など地域の産業に及ぼす影響等も甚大である。また、豚熱発生は、ワクチン接種前・直後の離乳豚が中心であり、ワクチン接種された繁殖豚や肥育豚では極めて少ないことから、ワクチン接種豚におけるワクチンの感染防御効果等、科学的エビデンスに基づいて殺処分のあり方を見直すとともに、国が中心となって農場内でのウイルスの封じ込め対策の検討を早急に行う必要がある。

提言・提案項目

- ・ ワクチン接種農場において豚熱感染が確認された場合の殺処分については、一律に全頭を行うのではなく、発症豚舎等に留めることができるよう、農場内でウイルスを封じ込める効果的な拡散防止対策を早急に検討・確立すること

- 豚熱発生農場では、経営を再開するまでに少なくとも4か月以上を要しており、繁殖・肥育一貫経営の場合、発生前の規模に回復し販売が再開できるまでに、さらに1年程度必要なことから、円滑な経営再開に向け、課題である経済的負担を軽減するため、経済的損失に係る補償や免税措置が求められている。

提言・提案項目

- ・ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生農場に交付される殺処分に係る手当金等や家畜防疫互助基金支払金について、免税措置を講じるとともに、発生時における出荷頭数の減少等に伴う、食肉や食鳥の処理など関連施設等の経済的損失に対する補償を制度化すること
- 本県では、令和元（2019）年10月から、抗体付与状況を確認しながら適切にワクチン接種を継続してきたが、令和2（2020）年12月および令和3（2021）年4月にワクチン接種農場において豚熱が発生したほか、他県のワクチン接種農場でも豚熱の発生が確認されており、飼養豚の確実な免疫獲得に向け、ワクチン接種に係る抗体調査・研究を早急に進めることが求められている。また、抗体付与率が低い豚群について再接種をする際には国と協議することとなっているが、豚熱の発生防止に向けた飼養豚の免疫獲得のためには、農場の実情等に応じて迅速かつ臨機応変にワクチンを再接種することが必要である。併せて、特定家畜伝染病防疫指針の改正により、知事認定獣医師（民間獣医師）による接種が可能となり、本県でも実施に向けて調整を進めているが、その効果や課題について、国において検証を行った上で、飼養頭数や地域の実情に応じた、より効果的なワクチン接種体制について引き続き検討を進める必要がある。

提言・提案項目

- ・ ワクチン接種農場であっても、離乳豚を中心に豚熱の発生が認められることから、飼養豚における確実な免疫獲得に向け、効果的なワクチン接種方法を国が中心となって確立すること
- ・ 抗体付与率の低い豚群に対してワクチンを再接種する際に必要となる国との協議を簡素化するなど、農場の実情等に応じて迅速かつ臨機応変に再接種できるような体制を見直すこと
- 豚熱等の感染拡大リスクの大幅な低減に向け、家畜伝染病予防法に位置付けられた野生動物対策、特に、野生いのししの豚熱撲滅に向けた方針やその実現に向けた行程を国が示すとともに、捕獲の担い手確保や育成、捕獲の効率化・省力化、捕獲報奨金の充実など、捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を、国の責任において広域的かつ早急に進める必要がある。
また、経口ワクチン散布事業が適切かつ着実に実施できるよう、国において、データ検証による散布手法の見直しや実行可能な散布体制を明示するとともに、必要な予算を全額措置するなど、都道府県が見通しを持って取り組めるような措置を講じる必要がある。

提言・提案項目

- ・ 国の責任において、野生いのししの豚熱撲滅に向けた方針およびその実現を図るための行程を示すこと。また、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めるとともに、都道府県が経口ワクチン散布事業を適切かつ着実に推進できるよう、効果的な散布方法の検討・確立や経口ワクチンの散布および捕獲調査に必要な予算を十分に措置すること

(4) 未来への希望や挑戦を実現する社会

①こども庁の創設

◆こども庁の創設

本県では、平成 23 (2011) 年に「三重県子ども条例」を制定し、子どもを権利の主体として尊重し、子どもにとっての最善の利益を重視して取組を進めてきた。一方この間、重篤な児童虐待事案の発生や、ヤングケアラー問題、不登校・ひきこもりなどの制度の狭間にある課題が顕在化し、子どもの命や安全、健やかな成育を脅かす状況が新たに生じている。

また、少子化対策についても、子どもを持ちたいという希望が実現するよう、ライフステージごとに切れ目のない取組を進め、本県の合計特殊出生率は 1.47 (令和元 (2019) 年) で、全国の 1.36 より高く、全国順位も年々上がっている。しかし、希望出生率である 1.8 台とはいまだ乖離がある。毎年実施している「みえ県民意識調査」によると、子育てや教育への経済的負担や仕事と子育てを両立するための環境の未整備が挙げられており、新型コロナの影響が懸念される中で、さらに取組を推し進める必要がある。

一人ひとりの子どもが健やかに育ち、自らの意志で未来を生き抜くことができる環境とあわせて、子どもを持ちたい、育てたいと願う人びとに寄り添い、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、縦割りを打破し、大胆な資源投入と権限強化を図り、今こそ国・都道府県・市区町村が一体となった「子ども最優先 (Children First)」の子ども・子育て施策に取り組む必要がある。

提言・提案項目

- ・ 現在、国において、検討が進められている「こども庁」創設においては、子どもに関する課題の網羅的・一元的把握と各分野における子ども関連政策について、省庁間の縦割りを解消し、一貫性を確保するとともに、総合調整機能が発揮され、新たな縦割りを生じさせない、真に子どものため (Children First) になる執行体制となるよう、取り組むこと
 1. 新たな組織においても、子ども関連施策の実効性を引き続き確保するため、既存予算の寄せ集めにとどまらず、予算の組み方を抜本的に変え、子どもや子育て家庭に関連する予算を十分に確保すること
 2. 国において子どもに関する施策を一元化する際には、その効果がしっかりと子どもたちに届くよう、地方においても一貫した執行体制の構築が可能となる制度設計を検討すること
 3. 幼児教育・保育に関する制度等は、内閣府、文部科学省、厚生労働省に所管が分かれており、特に認定こども園の施設整備について、一つの施設整備であるにも関わらず、補助金の交付元が保育所部分と幼稚園部分で分かれており、申請にあたり共用部分を按分して積算するなど、事務作業が煩雑となっている課題があることから、縦割りを解消し、予算や事務手続きなどの制度の一元化に向けた議論を着実に進めること
 4. 子どもの権利擁護については、本県では、被虐待児童からの聞き取りにあたり、警察、検察と連携した共同面接を実施し、児童の心理的負担を最小限に抑える取組を実施している。子どもの権利を擁護・代弁し、意見表明権を保障するためのアドボカシー制度のさらなる充実に向けて、司法、警察、教育、福祉等の円滑な連携が可能となる仕組みを検討すること
 5. 国のモデル事業として本県で実施している「予防のための子どもの死亡検証 (CDR)」について、医療、司法、福祉の関係機関等と連携し、効果的で有意義な予防策の検討がなされている。しかし、個人情報保護や守秘義務等の観点から、必要な情報を収集することが困難なケースもある。所管する省庁が異なる関係機関の間での広域的な情報の収集・共有が容易となり、さらには検証により導き出された予防策への対応等が可能となるような仕組みを検討すること

②リニア中央新幹線

◆リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策が必要である。

提言・提案項目

- ・ リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること
また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の 2027 年開業に向け、工事等が着実に進められるよう、引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること
- ・ 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげる
- ・ リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること

③地方創生の実現

◆新型コロナウイルス感染症を契機とした関係人口の拡大

感染症は、都市部への一極集中リスクを改めて認識させ、テレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、これまで進まなかった多様な働き方が一気に導入された。このような動きを一層加速し、地方への新しい人の流れをより大きなものにすることが必要となる。

また、関係人口は、担い手不足など地方が抱える課題を、自己実現やビジネスチャンスとして、都市部の住民が解決するとともに、地方の魅力を知り、体験するきっかけとして有意義であり、引き続き、関係人口の拡大に向けた取組が必要である。

さらに、都市部と地方部の新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する二地域居住の推進の一環として、サテライトオフィスやコワーキングスペース、ワーケーション等の受入環境の整備への財政支援の拡充を図ることも必要である。

提言・提案項目

- ・ テレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速すること
- ・ 地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化や地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするために地方部と都市部との格差が少ない副業・兼業の促進など、関係人口の拡大に向けた取組を一層充実すること
- ・ 「地方創生テレワーク交付金」については、地方の取組に十分な額を確保するとともに、柔軟な使途とすること

◆新型コロナウイルス感染症を契機とした移住促進支援の拡充

総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、令和 2（2020）年 7 月から 8 か月連続で東京都は転出超過となっており、こうした機会を逃すことなく地方への新しい人の流れに確実につなげていく必要がある。

地方への移住の後押しとなる移住支援事業については、令和2（2020）年12月に東京23区の大学等への通学期間も移住元要件の対象期間とされたほか、テレワーカーや専門人材等が本事業を活用できるよう制度が拡充された。一方で、当該事業の活用が進んでいないため、さらなる要件の緩和とあわせて、東京23区等での国による一層の周知・広報が必要である。

提言・提案項目

- ・ 第2期まち・ひと・しごと総合戦略期間を通じた安定的な地方創生関連予算を確保するとともに、地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の拡充や運用改善を図ること
- ・ 移住支援事業について、さらなる移住元地域の拡大や在住・通勤期間の短縮などの移住元要件の緩和など、さらなる要件の緩和を図るとともに、国による周知・広報を一層充実すること

◆新型コロナウイルス感染症を契機とした魅力的な地方大学の実現

コロナ禍を契機として、自宅から進学を希望する地元志向が高まっており、大学進学者収容力が低い地域の方が地方創生への効果が大きいことから、地方国立大学の特例的定員増により、若者の地元定着につなげ、地方への人の流れを確実なものとするチャンスを生かそうとする地方の取組への支援が必要である。

提言・提案項目

- ・ 「地方国立大学の特例的定員増」の措置を令和4（2022）年度以降も継続するとともに、採択にあたっては、大学進学者収容力が低い地方の大学を優先的な取扱いとすること

④地方一般財源の総額確保

◆地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等

いわゆる「地方一般財源総額実質同水準ルール」が令和3（2021）年度で期限を迎えるが、令和4（2022）年度以降も、地方が、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう財源を確保する必要がある。

提言・提案項目

- ・ 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、今後安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること
- ・ 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること
- ・ 地方財政計画で想定していなかった税収の落ち込みは、地方自治体の単年度収支に大きな影響を与えることから、景気の動向により年度ごとの額が変動しうる地方消費税等についても、感染症による景気への影響が予見できないほど大きくなった場合には減収補填債制度の対象とすること
- ・ 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、引き続き公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和4年（2022）年度以降も延長すること
- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、現行制度を堅持すること

Ⅲ 新たな総合経済対策の実施

1年以上にわたる感染症の影響により、地域経済は疲弊し、多くの雇用が失われている。そのような中であっても、地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し、雇用継続に努力されている。しかし、変異株による感染急拡大など、感染収束は見通せず、3回目となる緊急事態宣言の発出や、まん延防止等重点措置の影響により、雇用や地域経済へのさらなる影響が見込まれる。感染防止対策の継続はもちろんのこと、雇用を継続し、地域経済の回復・活性化を図るため、国と地方が一丸となって、対策に取り組むことが急務である。

提言・提案項目

- ・ 予備費の活用や補正予算を編成するなどして、感染防止対策の継続および地域経済の回復・活性化を図るため、強力な政策パッケージとして、大胆かつ迅速な経済対策を実施すること。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者への支援はもちろんのこと、基金を活用したリーマン・ショック時の規模を上回るような「緊急雇用創出事業」の創設、雇用調整助成金等の特例措置の継続や事業の継続のための持続化給付金・家賃支援給付金等の継続・拡充などについて、早急かつ公平に実施すること
- ・ 地方が国と一丸となって対策に取り組むことができるよう、地方負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じた取組を進めるための財政支援を行うこと